

## 岡本の国会での質問

162-衆-農林水産委員会-7号 平成17年04月06日

○山岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 おはようございます。民主党の岡本でございます。

本日は、水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきたいと思っております。

私、地元で金魚という名産の水産物資源がありまして、この問題についてもぜひ大臣に最後にお聞きをしたいと思っておりますが、まずその前に、これまでの水産動物の輸入に関して、我が国では、残念ながら、これまで十分な防疫体制がしかれていなかった実情があり、さまざまな輸入感染症の侵入を許してきた、こういった過去があると思っております。

これは、本日、厚生労働省の方にも来ていただいておりますが、感染症予防法が改正された、今回、本年九月からの施行となっておりますけれども、こういった動物の防疫体制、輸入に関しての検疫体制とも相まってでございますけれども、日本に新たな感染症の輸入を許さない、人はもちろんですが、動物そして水産動物、植物、そういったあらゆる生物体系において、こういった新たな輸入感染症の侵入を許さない、こういった決意のもとにこれまで改正がなされてきたと思っております。

今回の水産防疫の体制について、まず私、一番最初に疑問に思いましたのは、実は、我が国においていろいろな防疫体制がしかれています。例えば、家畜では家畜伝染病予防法において家畜保健衛生所、また、植物防疫法において、植物においては病虫害防除所等が各県に設置を義務づけられておりまして、それぞれ設置されております。

その一方で、水産資源についてはどうかというと、残念ながら、県へ必置の命令、いわゆる法律で決められた、県に義務が課せられていないのが現状であるようでございます。私は、水産試験場がこの代役を担っていることは存じておりますけれども、ぜひ水産資源についても同様の設置を義務づけるなり、もしくはそういった検疫、防疫体制について、地元の、そして地域に根差した情報収集をする意味でも、こういった施設、設置をする必要があるのではないかと思います、御答弁願えますでしょうか。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

水産の防疫につきましては、今先生がお話されましたように、家畜保健衛生所のような、そういった専門の機関は存在しておりません、各都道府県の水産試験場などが魚病の指導機関の役割を担っておりまして、ここに配置をされました魚類防疫員を中心とした組織体制によりまして、国内の防疫体制の実施など、魚病全般の対策を推進しているということでございます。

魚の病気の一つの特色といたしまして、人に感染するものではありませんので、家畜の伝染性の疾病のように人の移動あるいは家畜の移動等に伴って広がるということもございません。そういう意味からいたしますと、リスクに応じた適切な管理措置をとっていくということからいたしますと、こういった水産動物などの伝染性疾患の特色を踏まえた、それに必要な対策をとっていくということが基本であろうかというふうに思っております。

これまで、平成八年の水産資源保護法あるいは十一年の持続的養殖生産確保法によりまして、それぞれ、水際措置それから国内の防疫体制という体制をとってきたわけでありまして、今般、コイヘルペスウイルスという、海外からの侵入を許したということでありまして、この経験を踏まえまして、既存の家畜保健衛生所にいる獣医さんなどとの連携、そういった強化、あるいはまた人材の有効活用を図りまして、水産防疫体制の強化に努めていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 質問の順番が変わってしまいますけれども、私、それは後で聞こうと思っていたんですが、今局長が人と魚との共通感染症がない、人畜共通感染症がないと言われた。おっしゃるとおり、魚にも発病して人にも発病するというものはないんですが、きのう、かなり消費・安全局の若手の官僚の方が一生懸命お話を聞いてくださいましたけれども、実は、人には発症するけれども魚には発症しない、いわゆる魚を宿主とする、こういう寄生虫病が幾つもあるわけでありまして、その発生状況、そしてまた、そういった病気がどのくらい、つまり寄生虫ですけれども、寄生虫がどのくらいいるのか検査をするという意味においては、人への感染症を水際で防止する重要な役割を担えると思うんですね。

そういった観点で考えると、やはり把握する必要はあるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○中川政府参考人 今先生がおっしゃいましたいろいろな寄生虫のことでございますけれども、確かに、魚に寄生をする、そしてまた人間に、例えば寄生虫がある魚を食べたことによって胃炎を引き起こすとか、そういった疾病というんでしょうか、寄生虫があるのは承知をしておりますけれども、こういった魚介類の食品を媒介といたします寄生虫の対策、これは厚生労働省が都道府県などの衛生部局を通じて地域の住民の方々にもいろいろ正しい知識を普及したり、あるいは対策をとるといふようなことをしている、いわゆる普及啓発をしておりますのは各都道府県の衛生当局でございます。

私どもといたしましては、厚生労働省の所掌でありますので、寄生虫についてまで農林水産省の魚病の中の対策としてやることはちょっと範囲を逸脱しているのではないかというふうに思っております。ただ、魚食と健康というふうな形で、一般的な情報提供はこれからいろいろと考えていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 寄生虫でもいろいろあるわけですし、今局長が言われたアニサキス、胃炎を起こすと言われた。そのほかにも顎口虫症だとか肝吸虫症だとか、肝吸虫症なんというのは、肝膿瘍をつくって、場合によっては命にかかわるような病気なんですね。こういった病気がどういった魚にあるのか、どういった魚を生食するとどういった病気になるのか、正直言って多くの国民は知らない、御存じないと思う。

つまり、普及すると言っている、啓発すると言っているけれども、料理屋さんでは、泳いでいるイカを食べちゃいけないというわけじゃない、泳いでいるサケを食べちゃいけないというわけじゃないけれども、そういった情報提供はなされないまま提供されているのも事実でありますから、こういった情報を普及していく必要はあると思います。

今、普及という話が出ましたので、今度、ちょっと視点をずらして、今のは指摘にしておきますが、実際に、養殖業者さんへの、いろいろなこういった輸入感染症に対しての周知徹底もしくは感染症が起こったときの対処方法について、厚生労働省としてはどのような指導体制をとられているんですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

感染症法によりますと、動物のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生省令で定めるもの、あるいは動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして省令で定めるもの、これは六つほど定めておりますけれども、齧歯類とかウサギとかあるいは鳥でございますけれども、こういうものに関しまして、輸出国の衛生証明を添付させるというような格好で安全確保を図ることになっているところでございます。

実際には、ことしの九月からこれが施行されるという予定になっております。

○岡本(充)委員 厚生労働省の所管してみえる感染症予防法の中には、魚は入っていないわけですね。

では、魚から、魚由来で人に感染する可能性のある寄生虫、しかも命にかかわるような病気、こう

いったものの発生の周知徹底、またもしくは養殖業者さんへの指導、こういったものは農林水産省の方ではどのように行われているのでしょうか。

○中川政府参考人 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、直接感染症にかかるもの、人との関係ということになりますと、実際は、やはり食品の衛生ということで、厚生労働省が中心になって行政をされるものだというふうに理解をしておりますが、農林水産省としてできますことは、やはり魚食に関するいろいろな情報につきまして、例えば食育の一環としていろいろな情報を提供するか、そういった面でやるべきことがあるというふうに思っておりますし、これまでも情報提供はいたしておりますけれども、情報提供というあたりを中心とした消費者の方々への啓発というのが中心的な活動分野になるというふうに思っております。

○岡本(充)委員 今の御答弁で、私、指摘をさせていただきたいということにとどめますけれども、厚生労働省は、水産関係のことについては感染症予防法の対象になっているわけではない、それは事実であります。その一方で、いや、わかりますよ、消費者に対しての普及もしくはお知らせについては厚生労働省だというのはわかるんですけども、じゃ、こういう病気が発生しているんだ、こういう病気が出ているんだということを養殖業者さんへフィードバックするのはだれの仕事かといったら、私は農林水産省だと思っています。

そういった意味で、こういった病気がよく発生している、最近サケでこういう病気が出ているんだ、イカでこういう病気が出ているんだという情報提供をどのようにしているのか、そういったところがはざまに陥ることのないようにぜひしていただきたいということでございます。重要な話ですけども、これは指摘にとどめておきます。

さて、話題を少し変えまして、今回の法律の中で指定をされている魚種が、コイそしてまたクルマエビなど、幾つかの魚に限られておりますし、また、今回、輸入防疫対象になっていない疾病、OIEが指定をしておきながら我が国では指定をされていない幾つかの病気があるやに見受けられます。

こういった病気に対しては、今後どのような指導をしていくか、もしくは、今後省令でさらに追加をしていくおつもりなのか、ぜひ御答弁いただきたい。

○中川政府参考人 現在、水産資源保護法の対象疾病というのは十一ございますけれども、今後どうしていくかというお尋ねであります。国際獣疫事務局、OIEの水産動物衛生規約に指定されている疾病というのは三十五あったかと思えます。この中には、もう既に残念ながら日本に侵入し相当の広がりを持っているというふうなものがございまして、一つは、まだ日本に入っていないで、それが万一入ってきたときには水産資源の保護に重大な被害を及ぼす、そういうおそれのあるものということで、こういったOIEのリストなどを参考にしながら、現在、十一の疾病が指定されているということでございます。

今後の具体的な、追加するかどうかといったそういう方向でありますけれども、私ども国あるいは水産総合研究センターの養殖研究所などが中心になりまして、大学ですとか海外の専門家の方々との情報交換を密にしていきたいというふうに思っております。海外において新たな疾病の発生が報告される、そういうふうなこと、あるいは我が国の水産資源との関係で、その海外での発生ということがリスクが大きいのか小さいか、そういうことも含めて、情報収集あるいは検討をいたしまして、さらに追加あるいはまた見直しをする、そういうことを定期的にやっていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、今回の法律の中で指定をされていない海産資源、こういったものについても、例えば一九九三年に北米産ヒラメの寄生虫、ネオヘテロボツリウム、これがヒラメに対してかなりの被害を出したとか、またマダイイリドウイルス病とか、こういった病気も海産物にもあるようでございまして、日本

に侵入していないこういった病気、もちろん人に感染するわけではないにしても、水産資源がかなり損害を受けますし、実際の漁業者の皆様方にも多大な御迷惑をかけますので、こういった病気についても、ぜひしっかりと防疫体制を築いていただきたいという指摘にさせていただきます。

続いて、条文の中の項目について少しお尋ねをしたいと思います。

今回の法律の中で、水産資源保護法の方についてですが、十三条の三第一項の中に、輸入防疫対象疾病の潜伏期間を考慮して農林水産省令で定める期間当該水産物等を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずることができる。これは、輸入水産物に、残念ながら、輸出する国の事情等から、検査証明書またはその写しのみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときというふうになっています。

この考え方、実際に輸出してくるその当該国が、言い方は悪いですが、その疾病の汚染国であるかないかということについてどのようにして判断して、逆に言えば、こういった措置が恣意的に拡大をしていかない、そういった措置はとられているのかどうか、確認をしたいと思います。

○中川政府参考人 管理命令を出す場合の基準についてのお尋ねかというふうに思います。

魚病につきましては、先ほども申し上げましたが、空気伝染をするわけでもありませんので、水系が異なれば、ある国で病気が発生していたからといって、直ちにその国からの輸入をとめるということは現実的ではないというふうに思っております。そういうことから、法定の輸入防疫対象疾病が発生をしている、けれども、違う水系なり非常に隔離された状態で卵なり稚魚、稚苗がとられたということで、そういう場合には、検査証明書をつけて輸入が一応されるということになります。

ただ、当該国で、輸入先国でも発生をしているというふうな情報がある、あるいはその国には発生していないまでも隣の国で発生をしていて、そこが国際河川のようなものでつながっているというふうな場合、そういうふうに幾つか疑われる場合におきまして、一定の期間の管理命令をしたい。これは具体的には省令で定めることとなりますけれども、今申し上げたようなケースを想定して、省令の方で定めたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 ぜひ、恣意的な運用をしないようにシステムを構築していただきたいと思います。

続いて、持続的養殖生産確保法の改正の方ですが、第八条の第一項の第三号、こちらの方に、養殖水産動植物を所有し、または管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、または禁止することを命ずることができるというふうになっています。

要するに、感染した水産物の移動を制限するというところでございますけれども、これは当然個人も含まれるわけでございますが、私がここでお聞きをしたいのは、魚がどこへ出荷をされ、そしてその魚が、逆に言えばどこから入荷をされたか、これについては、いわゆるトレーサビリティというものについては、残念ながら魚の場合には十分でないように見受けております。実際にどこへ出荷をした、もしくは実際にどこから輸入をしたということがある程度明確にならないと、実は十分な実効性を確保できないのではないかと。

要するに、魚のトレーサビリティ、牛肉ほどとは言いませんけれども、ある程度確保する必要性があるのではないかとこの指摘をしておるわけでございますが、局長の御見解をいただきたいと思えます。

○中川政府参考人 国内の防疫対応の基本にもかかわることでございますけれども、特定疾病が発生をしたとなりますと、まず何よりもやるべきことは、できるだけ早期にそのことを把握して、そして発生しているところの魚の移動を禁止する、それから、そういった感染している疑いがあるものを含めて処分をするということが一番大事なことでございます。

今回のコイヘルペスウイルス病につきましても、各都道府県の知事さんがそういった移動制限等の徹底をしていただいたわけでございます。

出荷先等について、きちっとそれぞれの流通業者、あるいは出荷した養殖業者の方々に、その出荷先等について義務づけをするべきではないかというふうな御趣旨かというふうに思いますけれ

ども、先ほど申し上げましたように、この特定疾病等については、やはり蔓延防止のためにきちっと先に、その発生地域から動かさない、あるいは処分をするということが大事でありまして、どこに出荷をしたかということ、万一その疾病が発生したことを想定して全関係の業者の方々に帳簿等に記録を義務づけるというのは、ちょっと全体のリスク管理からいたしますと、私はやや過剰な義務を関係の方が負担することになるのではないかというふうに思っております。もちろん、望ましいことは望ましいということではありますけれども、そこまで義務として関係者の方々にお願いをするというのはちょっと難しいというふうに私は考えております。

○岡本(充)委員 出荷それから入荷についても、それぞれ伝票があるわけですから、伝票を保存していただくということであれば、それほど大きな負担にはならないのではないかなというふうには思うわけですが、ぜひこういった点についてもまた省内で御検討いただきたいと思えます。

続いて、少し観点を変えまして、養殖業者の皆さん方が実際に魚が病気にかかったときにどういった薬を使われるか。今、抗生物質がやはり主流のようございまして、抗生物質もえさにまぜて使うんだそうですね。そして、予防接種も大分普及してきている。

実際に使われている抗生物質は何があるんですかということで教えていただいたら、人間に使われている抗生物質も結構あるようです。このある種の抗生物質、特にきょうちよっと話題にしようと思ったのは、例えばよく使われている塩酸オキシテトラサイクリン、これは結構人間にも同様の薬が使われているわけですが、人間に対してはどういうふうな使用上の注意があるか、そしてまたどういった副作用があるか、こういったことについて養殖業者さんに普及そして指導する、こういった回数、余り頻回ではないように見受けます。

先ほども指摘をさせていただきましたが、実際にこういった薬はどういう副作用があるか、少し御披露させていただくと、例えばこの塩酸オキシテトラサイクリン、これは胎児への催奇形性が指摘されておりまして、妊婦さんへの投与は基本的には使用禁止でございます。病院では使っていません。

えさにまぜて養殖のところまくとどういことが起こるかという、たくさんまいた方がいいたろうと思っただけ、周りに出ていくわけですね。そのテトラサイクリン入りのえさが出ていく。それを周りの魚も食べちゃうわけですから、生けすの中の魚は三十日間出荷停止にしている、周辺の食べている魚が出ていかないとは限らない。また、残念ながら、このテトラサイクリンは大変半減期が長うございまして、蓄積性もある。つまりは、その近辺の魚が食べてすぐ体外に出ていくような薬品でもないということを考えると、私は、こういった今の抗生物質の使用方法についてもぜひ周知徹底をしていただくと必要があると考えています。

ちょっと先日教えていただいた話では、魚類防疫士という方がみえて、農業の普及員のような役割をしているというのですが、これは国の資格でもないようですし、これは民間団体の指定する資格にすぎないということですが、実際に、養殖業者さんを含めて、こういった漁業関係者の皆様方への、農業で言う普及員のような方を今後創設していく必要性、どのようにお考えでしょうか。

○中川政府参考人 まず最初に、水産用の医薬品の適正使用についてのお尋ねがございました。

抗生物質などの水産用の医薬品につきましては、やはり養殖業者の方がきちっと薬事法に基づきます使用基準を守っていただくということが何よりでございます。

これは原則としてそういうことでありますけれども、それをどう現場で実際実践していただくかということに工夫が要るわけでありまして、私ども、パンフレットの配布をする、あるいはまたフィルムなどの映像の資料を使って説明会、これは養殖業者の方を対象とした説明会の開催。それだけではなくて、県の職員が養殖現場を巡回して指導をする、あるいは実際に魚病発生時の対策指導等を行うというふうなことも行ってありますし、また、サンプリングでありますけれども、養殖魚の出荷前に医薬品の残留検査の実施なども行ってあります。こういったことはなお一層徹底をしていきたい

というふうに思っております。

これは、現場でやはり守っていただくことが何よりも大事なことでありますので、私どもとしても努力をいたしたいというふうに思います。

それから、魚類防疫士についてのお話がありました。これは日本水産資源保護協会で一定の期間研修を受けた方に、資格といいますか、民間の資格でありますけれども、そういうものを与えるというものでありますが、実は、この研修に当たりまして、私ども国の方から財政的な支援をいたしております、そこできちっと研修をしていただくということでもあります。

既に六百六十人ぐらいの方がこの魚類防疫士になっておられますけれども、これからの課題といえますか、私どもがやりたいことといたしまして、既に一回こういう研修を受けた方であっても、また最新の知見を得ていただく必要も出てくるかと思えます。そういう場合に、さらに高度な技術を習得していただく、そういう意味での委託事業の拡充も図っていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 ぜひこういった情報提供、そしてまた新たな知見の普及、こういったことについても前向きに取り組んでいていただきたいと思えます。

さて、ここから大臣にちょっとお尋ねしたいんですが、大臣のお地元も金魚があるというふうに伺っております。今の内水面水産業の中での観賞用魚類、特に金魚についての今の業者さんの現状、そしてまた産業としての今後の展望、こういったものについて、大臣、今どういう御見解をお持ちでしょうか。

○島村国務大臣 お答えいたします。

金魚を初めとした観賞魚は、古くから国民に親しまれ、国民生活に豊かさや潤いをもたらしてきたところではありますが、農林水産省といたしましては、国民への普及啓発と養殖技術の研さんを図るための品評会の後援、あるいは観賞魚飼育管理マニュアルの作成支援、あるいは魚病の防疫対策の推進等を通じまして、金魚等の観賞魚の生産振興とその普及に努めてまいりたいと考えております。

この日曜日に実は観賞魚フェアがございますので、また実地にいろいろな現場の実情を伺い、またいろいろな関係者の意見等も伺っていききたい、こう思っております。

○岡本(充)委員 大臣もいろいろ御存じだと思いますが、私が伺ってきた私の地元の金魚の漁業協同組合の組合長さんからのお話として少し御披露させていただきますと、金魚については、輸出は残念ながら今ほとんどない、昭和四十年代、五十年代は盛んだった金魚の輸出も、今は衰退してきている。円高や航空運賃の高騰などで、残念ながら国際価格に太刀打ちができない現状。その反面、金魚の輸入は盛んで、シンガポールや香港、中国から輸入されて、今の観賞魚の分野ではこの輸入金魚がなければパンクをしてしまうような現状の中で、実は私の地元、弥富の金魚の生産者は、昭和五十一年には三百二十一人の組合員がいたが、今では百七十一人。養殖面積も、二百二ヘクタールあったのが百十ヘクタールまで減っている、こういうような現状です。大臣のお地元の江戸川の金魚業者さんも、実は組合員は何人かみえますが、実際に飼育業者さんは三、四軒ではないかと伺っております。そういう現状です。

こういう現状の中で、なおかつ業者さんの平均年齢も六十七歳という高齢化になっております。生産振興策をぜひ早急にやはり打っていただく必要があるやに思いますけれども、特に大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○島村国務大臣 私も同じ考えに立っております、なるほど今金魚の輸出はほとんどもうないに等しい状況に追い込まれてはおりますが、委員も御承知のように、最近では、例えば日本のリンゴが二千円で売れるという時代が招来しておりますし、アジア地域にもかなり経済的にはいわば豊かな人たちが生まれているわけがございますから、世界の水準の中でも並すぐれた日本の金魚というのは輸出の機会が持てるのではないかと、ひそかにそう思っております。

ニシキゴイの例を見るまでもなく、我々は、こういう日本の生んだ文化の中にまた新しい前進の糧を見出したい、そう考えておりますので、ぜひまたこれからもこの推進に当たっている御意見等、お教えいただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 最後の一つだけ。

大臣、私も実はこれを持っている、第二十三回日本観賞魚フェア。僕、大臣に差し上げようかと思って二枚持ってきたんですけども、私も行こうと思っています。

実は、こういったところで品評会が行われて、もちろん農林水産大臣賞というものがあるようでございます。その一方で、観賞魚の世界ですから、その品評をする、その認定をする、こういった資格をある程度確立をして、農林水産大臣の方で資格として出せるような形をとっていくということについては、最後に一点ですけども、お答えをいただきたいと思っております。

○島村国務大臣 そのお考えも大賛成でありまして、我々は、こちらの宣伝とかそういうのでなくて、実際の励みになっていただくならどのような支援もしていきたい、そう考えておりますから、ぜひまたお知恵も拝借したいと思っております。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。